

新型コロナウイルス感染症発症時の
介護保険在宅系サービス事業者間の
連絡体制ガイドライン（第2版）

西尾市いげた会在宅系サービス部会連合会

2020年8月

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、症状が出ていない方から感染することが確認されている。慢性疾患などをもつ高齢者の介護の現場では、万一発症者が出ると命の危険にさらされるリスクはもちろん、蔓延することによるサービスの停止などにより介護予防や悪化予防ができず介護体制の崩壊にもつながるリスクがある。

多くの介護保険のご利用者はケアプランに基づき複数のサービスを利用しているため、感染者や感染が疑われる者《以後感染(疑い)者という》、濃厚接触者や感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者《以後濃厚接触(疑い)者という》の情報を速やかに共有しないと、事業所を超えてご利用者や職員に蔓延していく可能性がある。国はこうした場合の対応について介護保険最新情報Vol1808で、発生時の連絡体制について通知している。しかし、介護支援専門員への連絡は感染(疑い)者にとどまり濃厚接触(疑い)者については連絡しなくて良いことになっている。

西尾市いげた会の在宅系サービス事業に関する部会の代表者で協議し、**濃厚接触(疑い)者**についても速やかに情報共有しないと感染の蔓延を押さえられないため、西尾市独自の連絡体制を構築し、感染の蔓延防止を協力して取り組むことを目的にこのガイドラインを作成することにした。

本ガイドラインは、不特定多数への情報提供をするものでなく、利用者と事業者の契約時に取り交わした個人情報に関する同意書の範囲※で情報共有を行うものである。

また、リスクがある方を速やかに把握することで感染の蔓延を防ぐとともに、リスクが低い方についての過度な利用制限に至らないようにすることも目的としている。

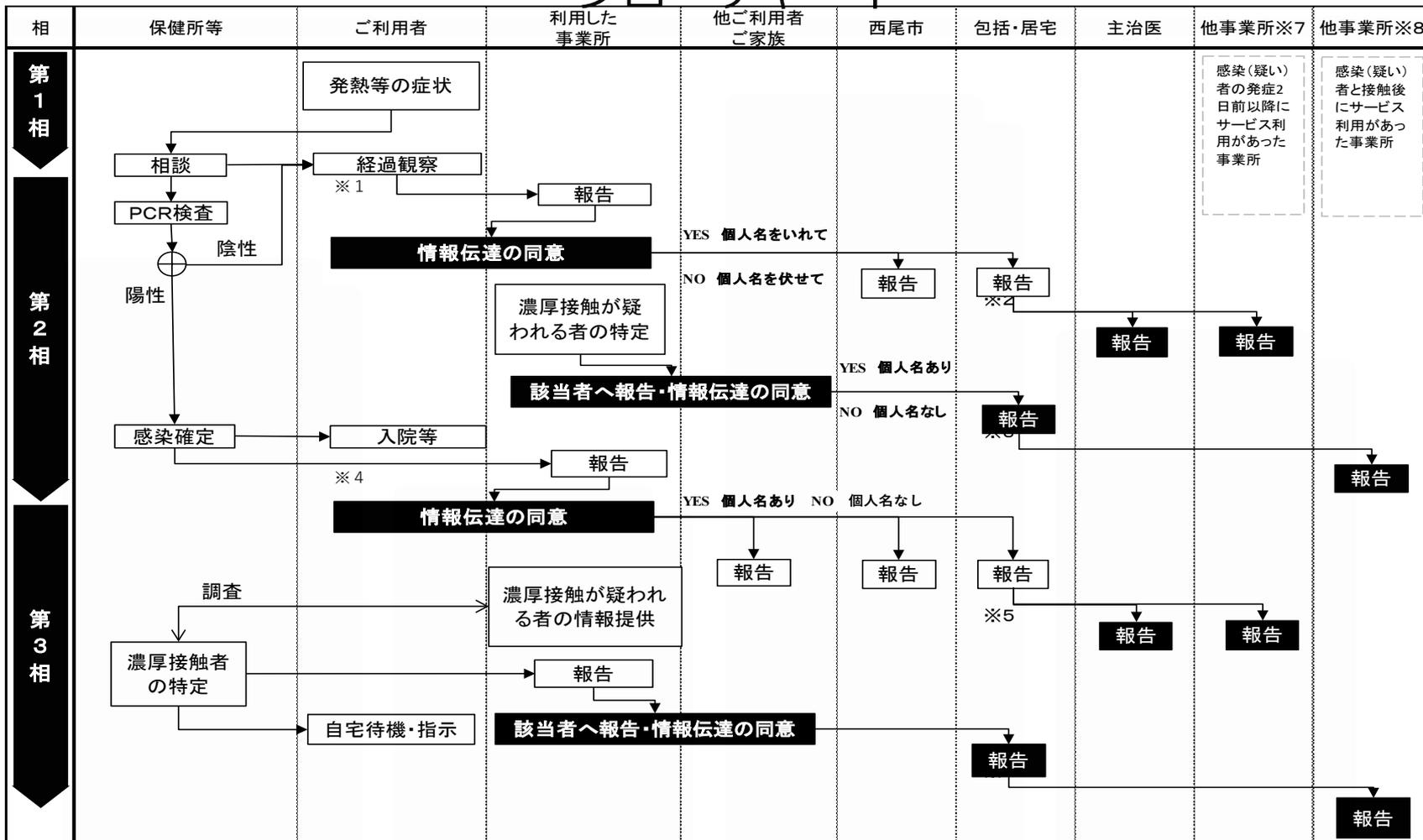
主旨をご理解いただき、可能な限りガイドラインに沿った対応をお願いしたいと思います。

※一般的な個人情報同意書の内容

- ①介護保険法に関する法令等に基づき行う居宅サービス・利用者支援を、適切かつ効果的に実施、提供するため
- ②緊急時等において、利用者の生命やその他有する権利・利益を保護するため。

図 1

西尾市における新型コロナウイルス感染症発症時の 介護保険在宅系サービス事業者間の連絡体制ガイドライン フローチャート



- ※1 経過観察の必要がない状態になったら連絡した機関に報告する
- ※2 感染が疑われる者の情報を得た場合の居宅の動きを参照
- ※3 濃厚接触者疑いの情報を得た場合の居宅の動きを参照
- ※4 PCR陽性の場合には入院や宿泊施設への入所、在宅療養などが想定される
- ※5 感染者の情報を得た場合の居宅の動きを参照
- ※6 濃厚接触者の情報を得た場合の居宅の動き
- ※7 該当者の発症2日前以降のサービス利用があった事業所
- ※8 該当者と感染者の接触後にサービス利用があった事業所

注 白抜きは国の指針と異なる箇所

第1相 ご利用者等の体調の異変を把握し、新型コロナウイルスに関する相談窓口につなげるまでの事業所の動き

1. ご利用者に以下の状態が発生していることを把握する

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

2. ご利用者に新型コロナウイルスに関する相談窓口について情報提供し、相談を行うように促す

- 西尾市、幸田町に住民票がある方 ⇒西尾保健所
- 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市に住民票がある方 ⇒衣浦東部保健所

3. 相談窓口から指示が出るまではご利用者のサービス利用については施設で判断する

第2相 相談窓口から自宅待機の指示が出て、PCR検査の結果がでるまでの事業所の動き

1. 感染が疑われる者が相談窓口から経過観察や自宅待機などの指示が出る
2. 事業者は感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者の特定する
 - 濃厚接触者の定義: 発症2日前以降に手で触れることのできる距離(目安1メートル)や(マスクなどの)必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者
3. 事業者は、感染が疑われる者、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者について以下の情報を、利用者・家族の同意を得て居宅介護支援事業所に報告する
 - 感染が疑われる者 氏名・発症日・症状・最終利用日
 - 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者 氏名・濃厚接触した可能性がある日時・症状・最終利用日
 - 特に書式は定めない(欄外注)
 - 利用者の同意は電話や口頭などでも良いが、やり取りをした日時、ご本人・ご家族者のどなたと同意したかなどを経過記録等で残しておく
 - 同意が得られなかった場合には個人名を伏せて報告する
4. 各事業者は保健所や介護支援専門員と相談し、生活の継続に必要なサービスについて検討する
5. 介護保険最新情報Vol1808 で示された事業所の対応について、一部改変した資料を図2、図3に示す

図 2 感染の疑いがある者が発生した場合の事業所の動き(訪問系)

	定義	(1)情報共有 ・報告等	(2)消毒 ・清掃等	(3)積極的疫学調 査への協力等	(4)感染者への対応/(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染が疑われる者	施設等が判断 ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者	・利用者等に発生した場合、「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける ・速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・居宅介護支援事業所に報告	-	・利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員を特定	・「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける	
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を看護、介護、リハビリ ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触	・居宅介護支援事業所に報告	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ▶サービス提供時は、保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底。サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫 ※サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は別添のとおり

図 3 感染の疑いがある者が発生した場合の事業所の動き(通所・短期入所系)

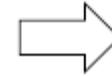
	定義	(1)情報共有 ・報告等	(2)消毒 ・清掃等	(3)積極的疫学調 査への協力等	(4)感染者への対応/(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染が疑われる者	施設等が判断 ・風邪の症状や 37.5度以上の発熱 が2日程度続いて いる者又は強いだ るさや息苦しさか ある者、医師が総 合的に判断した結 果感染を疑う者 ※PCR陽性等診 断が確定前の者	・利用者等に発生した場 合、「相談センター」に 電話連絡し、指示を受け る ・速やかに管理者等に報 告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報 告 ・居宅介護支援事業所に 報告	・居室及び利用 した共用スペー スを消毒・清 掃。手袋を着用 し、消毒用エタ ノールまたは次 亜塩素酸ナトリ ウム液で拭拭等 ・保健所の指示 がある場合は指 示に従う	・利用者等に発生し た場合、当該施設等 において、感染が疑 われる者との濃厚接 触が疑われる者を特 定 ・特定した利用者に ついて居宅介護支援 事業所に報告	・「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける	
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 ・「感染が疑われ る者」と同室・長 時間接触 ・「感染が疑われ る者」の気道分泌 液等に直接接触	・居宅介護支援事業所に 報告	—	—	・発熱等の症状がある場 合は、自宅待機を行い、 保健所の指示に従う。復 帰時期については上欄に 同じ ・発熱等の症状がない場 合は、保健所と相談の 上、疑われる職員数等の 状況も踏まえ対応	・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居 宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活 に必要なサービスを確保 ・短期入所においては、必要に応じ、入所施 設・居住系サービスと同様の対応

感染が疑われる者の情報を得た場合の 居宅介護支援事業者・地域包括支援センター の動き（※2） ※はフローチャート参照

- 1 感染が疑われる者の情報を得る
- 2 感染が疑われる者との接触の状況を確認し業務継続可否の判断
 - ⇒ケアマネジャーに発熱、呼吸器症状がある場合
 - ⇒相談センターに連絡し指示に従う
 - ⇒感染予防相談センターに連絡し指示に従う
 - ⇒他のケアマネジャー等が業務を代行する
 - ⇒ケアマネジャーに発熱、呼吸器症状がない場合
 - ⇒感染が疑われる者と接触が発症2日前以降で距離・時間要件に該当する場合
 - ⇒ケアマネジャー自身が濃厚接触者疑いとなる
 - ⇒施設の判断で業務体制を決定する
 - ⇒感染が疑われる者と接触が発症2日前以前で距離・時間要件いずれかに該当する場合
 - ⇒施設の判断で業務体制を決定する
 - ⇒感染が疑われる者と接触が発症2日前以前で距離・時間要件いずれにも該当しない場合
 - ⇒ケアマネジャーの業務は継続可能
- 3 感染が疑われる者のケアプラン内容を確認し必要な情報提供の準備をする
 - ⇒感染が疑われる者の発症2日前以降のサービス利用があった事業所に以下の情報を提供する
 - ・感染が疑われる者氏名、発症日
 - ⇒主治医に以下の情報を提供する
 - ・感染が疑われる者氏名、発症日

新型コロナウイルス感染者（疑い） 報告書

居宅・包括



主治医・事業所

書式 1

感染（疑い）者の情報を 得た場合の事業者への 報告書書式

発信日	令和	年	月	日	曜日					
発信事業所名										
TEL/FAX	TEL	/			FAX					
担当者				役職名						
報告種別 (○を付ける)	感染者		感染が疑われる者							
発熱などの症状 が発生した日時	令和	2	年	月	日 曜日 時 分					
感染者	氏名			生年 月日	T S	年	月	日	※ 同性同名が ある場合のみ	
	症状	発熱	あり・なし	せき	あり・なし	たん	あり・なし			
		味覚障害	あり・なし	倦怠感	あり・なし	頭痛	あり・なし			
		その他								
感染が疑われる 者の 情報	サービスが予定されていた事業所一覧									
	事業所名		最終利用予定日時				備考			
			年	月	日	時	分			

※報告内容については、取扱いに十分注意の上、サービス事業所での感染拡大予防についてのみ活用される様に最大限の注意をお願い致します。

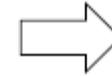


濃厚接触者疑い者の情報を得た場合の 居宅介護支援事業者・地域包括支援センター の動き（※3） ※はフローチャート参照



- 1 濃厚接触者疑い者の情報を得る
- 2 濃厚接触者疑い者との接触の状況を確認し業務継続可否の判断
 - ⇒ケアマネジャーに発熱、呼吸器症状がある場合
 - ⇒相談センターに連絡し指示に従う
 - ⇒感染予防相談センターに連絡し指示に従う
 - ⇒他のケアマネジャー等が業務を代行する
 - ⇒ケアマネジャーに発熱、呼吸器症状がない場合
 - ⇒濃厚接触者疑い者と感染疑い者の接触後に濃厚接触者疑い者との面談を実施している場合
 - ⇒ケアマネジャー自身にも感染の可能性は生じる
 - ⇒施設の判断で業務体制を決定する
 - ⇒濃厚接触者疑い者と感染が疑われる者の接触後に濃厚接触者疑い者との面談を実施していない場合
 - ⇒ケアマネジャーの業務は継続可能
- 3 濃厚接触者疑い者のケアプラン内容を確認し必要な情報提供の準備をする
 - ⇒濃厚接触者疑い者と感染が疑われる者の接触後にサービス利用があった事業所に以下の情報を提供する
 - ・濃厚接触者疑い者氏名、感染者との接触日
 - ⇒主治医に以下の情報を提供する
 - ・濃厚接触者疑い者氏名、感染が疑われる者との接触日

居宅・包括



主治医・事業所

書式 2

濃厚接触者（疑い）者の情報を得た場合の事業者への報告書書式

発信日	令和	年	月	日	曜日					
発信事業所名										
TEL/FAX	TEL	/			FAX					
担当者				役職名						
報告種別 (○を付ける)	濃厚接触者 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者									
感染者（疑い）者との濃厚接触日時	令和	2	年	月	日	曜日	時	分		
濃厚接触者	氏名			生年 月日	T S	年	月	日	※ 同性同名が ある場合のみ	
	症状	発熱	あり・なし	せき	あり・なし	たん	あり・なし			
		味覚障害	あり・なし	倦怠感	あり・なし	頭痛	あり・なし			
		その他								
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	サービスが予定されていた事業所一覧									
の 情報	事業所名		最終利用予定日時					備考		
			年	月	日	時	分			

※報告内容については、取扱いに十分注意の上、サービス事業所での感染拡大予防についてのみ活用される様に最大限の注意をお願い致します。

第3相 PCR検査の結果、陽性となった場合の事業所の動き

1. 感染者は原則入院となる
2. 事業者は保健所の濃厚接触者の特定に協力する
 - 濃厚接触者の定義: 発症2日前以降に手で触れることのできる距離(目安1メートル)や(マスクなどの)必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者
3. 事業者は、全利用者に対して感染発生についての報告をし、サービスの利用について連絡をする
4. 事業者は、感染者、濃厚接触者について以下の情報を、利用者・家族の同意を得て西尾市、居宅介護支援事業所に報告する
 - 感染者 氏名・発症日・症状・最終利用日
 - 濃厚接触者 氏名・濃厚接触した可能性がある日時・症状・最終利用日
 - 特に書式は定めない
 - 利用者の同意は電話や口頭などでも良いが、やり取りをした日時、ご本人・ご家族者のどなたと同意したかなどを経過記録等で残しておく
 - 同意が得られなかった場合には個人名を伏せて報告する
5. 各事業者は保健所や介護支援専門員と相談し、濃厚接触者について生活の継続に必要なサービスについて検討する
6. 介護保険最新情報Vol1808 で示された事業所の対応について、一部改変した資料を図4、図5に示す



図 4 感染した者が発生した場合の事業所の動き(訪問系)

	定義	(1)情報共有 ・報告等	(2)消毒 ・清掃等	(3)積極的疫学調 査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染者	<p>医療機関が特定</p> <p>・PCR陽性の者</p>	<p>・利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有</p> <p>・指定権者、家族等に報告</p> <p>・居宅介護支援事業所に報告</p>		<p>・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力</p> <p>・可能な限り利用者のケア記録を提供等</p>	<p>・原則入院 (症状等によっては自治体の判断に従う)</p>	<p>・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断</p>
濃厚接触者	<p>保健所が特定</p> <p>・適切な防護無しに感染者を看護、介護、リハビリ</p> <p>・感染者の気道分泌液等に直接接触</p>	<p>・居宅介護支援事業所に報告</p>	-	-	<p>・自宅待機を行い、保健所の指示に従う</p> <p>・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う</p>	<p>・居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討</p> <p>・検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意</p> <p>▶基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に 重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮</p>

図 5 感染した者が発生した場合の事業所の動き(通所・短期入所系)

	定義	(1)情報共有 ・報告等	(2)消毒 ・清掃等	(3)積極的疫学調 査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染者	医療機関が特定 ・PCR陽性の者	・利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・居宅介護支援事業所に報告	・居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等 ・保健所の指示がある場合は指示に従う	・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 ・可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供	・原則入院 (症状等によっては自治体の判断に従う)	・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断
濃厚接触者	保健所が特定 ・感染者と同室・長時間接触 ・感染者の気道分泌液等に直接接触	・ 居宅介護支援事業所に報告	-	-	・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う	・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保 ・短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応



感染者の情報を得た場合の 居宅介護支援事業者・地域包括支援センター の動き（※5）※はフローチャート参照

- 1 感染者の情報を得る

- 2 感染者との接触の状況を確認し業務継続可否の判断
 - ⇒ケアマネジャーに発熱、呼吸器症状がある場合
 - ⇒相談センターに連絡し指示に従う
 - ⇒感染予防相談センターに連絡し指示に従う
 - ⇒他のケアマネジャー等が業務を代行する
 - ⇒ケアマネジャーに発熱、呼吸器症状がない場合
 - ⇒感染者と接触が発症2日前以降で距離・時間要件に該当する場合
 - ⇒ケアマネジャー自身が濃厚接触者となり自宅待機となり保健所の指示に従う
 - ⇒他のケアマネジャー等が業務を代行する
 - ⇒感染者と接触が発症2日前以前で距離・時間要件いずれかに該当する場合
 - ⇒施設の判断で業務体制を決定する
 - ⇒感染者と接触が発症2日前以前で距離・時間要件いずれにも該当しない場合
 - ⇒ケアマネジャーの業務は継続可能

- 3 感染者のケアプラン内容を確認し必要な情報提供の準備をする
 - ⇒感染者の発症2日前以降のサービス利用があった事業所に以下の情報を提供する
 - ・感染者氏名、発症日
 - ⇒主治医に以下の情報を提供する
 - ・感染者氏名、発症日



濃厚接触者の情報を得た場合の 居宅介護支援事業者・地域包括支援センター の動き（※6） ※はフローチャート参照

濃厚接触者の情報を得た場合の居宅の動き（※6）

- 1 濃厚接触者の情報を得る
- 2 濃厚接触者との接触の状況を確認し業務継続可否の判断
 - ⇒ケアマネジャーに発熱、呼吸器症状がある場合
 - ⇒相談センターに連絡し指示に従う
 - ⇒感染予防相談センターに連絡し指示に従う
 - ⇒他のケアマネジャー等が業務を代行する
 - ⇒ケアマネジャーに発熱、呼吸器症状がない場合
 - ⇒濃厚接触者と感染者の接触後に濃厚接触者との面談を実施している場合
 - ⇒ケアマネジャー自身にも感染の可能性は生じる
 - ⇒施設の判断で業務体制を決定する
 - ⇒濃厚接触者と感染者の接触後に濃厚接触者との面談を実施していない場合
 - ⇒ケアマネジャーの業務は継続可能
- 3 濃厚接触者のケアプラン内容を確認し必要な情報提供の準備をする
 - ⇒濃厚接触者と感染者の接触後にサービス利用があった事業所に以下の情報を提供する
 - ・濃厚接触者氏名、感染者との接触日
 - ⇒主治医に以下の情報を提供する
 - ・濃厚接触者氏名、感染者との接触日



居宅介護支援事業所・地域包括支援センターから報告を受けた事業所の動き

1. 報告されたご利用者のサービス利用状況を確認する
2. 職員や他のご利用者との濃厚接触の状況を確認し、対象となる方の健康状態の観察を行う
3. 健康状態に異変がある場合は感染が疑われる者として取り扱う
4. サービスの利用に関しては、ご利用者、ご家族、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと相談する
5. 以下の事業所についても本ガイドラインに準じる
 - 福祉用具貸与事業者
 - 小規模多機能生活介護

個人情報保護法等の遵守について

- 本ガイドラインは、「個人情報保護法」や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の範囲内で感染の蔓延のリスクが高い人についての速やかな情報共有を目指している
- 従って報告内容を共有すべきでない第三者について情報を提供することは厳に慎むべきである
- 風評被害によりご利用者の生活の継続を阻害することがないよう、職員には、一部の内容であっても他言しないことを徹底させる必要がある

ガイドライン作成に参加した部会一覧

サービス種別	部会名	代表者	所属
訪問介護	ヘルパー部会	佐藤やす子	ヘルパーステーションせんねん村
訪問看護	訪問看護ステーション連絡協議会	藤田香里	訪問看護ステーションラルゴ
訪問リハ	通所リハ訪問リハ部会	藤田正之	医療法人仁医会
通所リハ			
通所介護	通所介護連絡協議会	中村 充	リハビリデイサービスおはな
短期入所療養介護	老人保健施設部会	田所貴之	西尾老人保健施設
短期入所生活介護	特養部会	松下訓久	レジデンス宮崎
居宅介護支援	居宅介護支援事業者連絡協議会	戸田淑恵	愛厚ホーム西尾苑

ガイドライン 作成プロセス

- 2020年4月27日 ・ 案の作成
- 2020年5月14日 ・ 西尾市医師会への確認をとり第1版完成
 - ・ 作成した部会内で共有
- 2020年7月30日 ・ いげた会部会長会議で意見交換
 - ・ コロナ感染に関することは改めて利用者の同意を得て関連事業所に伝える点を追加
 - ・ 他の部会にも伝達し、研修の機会を設ける旨の同意をする
- 2020年8月7日 ・ 西尾市医師会への確認をとり第2版完成
- 2020年8月12日 ・ 作成した部会主催の説明会をZOOMで開催